

西東京市施工能力審査型総合評価方式試行要領

第1 趣旨

この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、西東京市（以下「市」という。ただし、別紙においては「本市」という。）が発注する建設工事において、安定的な品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）による、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式（以下「総合評価方式」という。）の試行に当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課長 西東京市契約事務規則（平成13年西東京市規則第58号。以下「規則」という。）第2条第2号に規定する課長をいう。
- (2) 工事成績点 別に定める工事成績評定実施要領第7第3項の規定による工事成績通知書の評価点をいう。
- (3) 評定 別に定める工事成績評定実施要領第7第3項の規定による工事成績通知書の評定をいう。
- (4) 落札者決定基準 政令第167条の12第4項の規定による落札者決定基準をいう。
- (5) 2省協定労務単価 農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるために定めた、公共工事設計労務単価をいう。
- (6) 提出資料 総合評価方式による入札に参加しようとする者が、入札のための資料として提出する書面をいう。

第3 対象工事

総合評価方式を試行する対象工事は、1件の予定価格が4,000万円以上1億5,000万円未満の工事とする。ただし、特に必要があると認められるときはこの限りではない。

- 2 具体的な対象工事は、契約を担当する課長が、工事を所管する課長と協議の上、選定し、西東京市事務決裁及び専決規程（平成13年西東京市訓令第2号）による事業の実施に係る決裁責任者が決定する。
- 3 決定した対象工事は、必要に応じて西東京市指名業者選定委員会に報告するものとする。

第4 入札方式等

試行する総合評価方式の入札方式等は、別表のとおりとする。

第5 学識経験を有する者への意見聴取

市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者に、意見を聴かなければならない。この場合において、標準的な落札者決定基準は、別紙のとおりとする。

- 2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとされた場合は、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者に意見を聴かなければならない。

第6 入札への参加の制限

総合評価方式による入札を公表する年度において、評定がEとなった者は、この入札への参加

を認めないものとする。

第7 公表事項

総合評価方式による入札を試行しようとするときは、発注工事の公表において、次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

- (1) 総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 提出資料の様式及び提出方法
- (3) 落札者決定基準
- (4) 提出資料に記載された事項（配置予定技術者を含む。）は、提出の期限を過ぎた後には、原則として変更を認めないこと。

第8 資料の提出

入札への参加を希望する者は、前項の規定による公表事項に基づき、必要な提出資料を提出するものとする。

第9 適正な施工の確保

総合評価方式により評価した価格以外の評価点の評価項目のうち、落札者について加点された評価項目であって、施工に着手し、又は完了するまでは当該評価項目の要件が満たされたか否かを確認できない事項は、その内容を契約書に記載し、適正な施工の確保を図るものとする。

- 2 前項に規定する事項については、監督又は検査の際、加点された評価項目の要件が満たされたか否かを確認するものとする。
- 3 前項に規定する監督又は検査により、加点された評価項目の要件が満たされていないことが確認されたときは、この契約についての工事成績点を次の各号に掲げるとおり減点し、かつ、必要に応じて指名停止等の措置を講ずるものとする。
 - (1) 職種ごとの労務単価が、2省協定労務単価の90%以上であるとして加点されたが、これを下回ると判明したとき、又は必要な確認資料の提出がなかったとき 10点
 - (2) 前号に規定する労務単価以外の加点された評価項目について、提出資料に虚偽があったとき 5点

第10 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4関係）

試行する総合評価方式の入札方式等

1件の予定価格	4,000万円以上1億5,000万円未満（ただし、特に必要があると認められるときはこの限りではない。）
入札方式	西東京市工事希望制指名競争入札実施要綱に規定する入札（工事希望制指名競争入札）
総合評価方式の型式	総合評価方式のうち、施工能力を審査する特別簡易型（施工計画書の提出・審査を行わない型式）
総合評価方式の評価方法	価格評価点と施工能力評価点を合計した総合評価点

別紙（第5第1項関係）

落札者決定基準（標準例）

1 評価の算出方法

次の算出方法による総合評価点により、落札者を決定する。

総合評価点＝価格評価点＋価格以外の評価点

(1) 価格評価点

価格評価点は、価格評価点が満点となる配点基準価格を最低制限価格と同様の算定方法により算出した上、配点基準価格と入札参加者が提出した入札価格とを比較して、第1号または第2号の算出式により小数点以下第3位を四捨五入して算出する。なお、配点基準価格については、公表しない。

① 入札参加者が提出した入札価格が、配点基準価格未満となる場合の価格評価点の算定

$$\text{価格評価点} = 100 / (1 + (\text{配点基準価格} / \text{入札価格} - 1) \times 3)$$

② 入札参加者が提出した入札価格が、配点基準価格以上となる場合の価格評価点の算定

$$\text{価格評価点} = 100 \times (\text{配点基準価格} / \text{入札価格})$$

(2) 価格以外の評価点

① 価格以外の評価点は、施工能力を評価するものとし、「価格以外の評価点（施工能力評価点）の一覧表」により算出する。

② 価格以外の評価点は、38点以内とする。

2 落札者の決定方法

入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）のうち、入札価格が予定価格以下かつ総合評価点が予定価格における価格評価点（ $100 \times (\text{配点基準価格} / \text{予定価格})$ ）以上であって、総合評価点が最も高いものを落札者とする。この場合において、総合評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

3 開札以前に、入札参加者の資料に虚偽があった場合

入札参加者が提出資料に虚偽を記載し、このことが開札以前に判明した場合は、当該入札参加者の入札を無効とし、指名停止その他の措置を講じるものとする。

4 配置予定技術者の変更

工事希望制指名競争入札の場合は、希望申請の提出期限後は、配置予定技術者の変更を認めない。ただし、病気等のやむを得ない事情により変更が必要な場合であって、変更後の技術者が、配置予定技術者と同等以上の技術力があると確認できたときは、変更を認めるものとする。

5 提出資料

(1) 価格以外の評価点を算出する資料として、案件ごとに提出資料を定める。

提出資料は、入札への参加を申込み際、電子入札サービスの「希望票兼予定監理技術者等調書」の画面で、「添付資料」として電子データを添付し、案件ごとに定める期限までに提出すること。

なお、提出資料に記載された事項は、提出の期限を過ぎた後には、原則として変更を認めないものとする。

(2) 価格以外の評価項目についての質問及び回答は、電子メール又はファクシミリで送付する。

6 結果の公表

(1) 入札参加者の総合評価点は、落札者が決定した後、電子入札サービス又は本市契約課窓口に

て公表する。

(2) 落札者とならなかった者は、案件ごとに定める期日までに、説明を求めることができる。

7 価格以外の評価点（施工能力評価点）の一覧表

評価項目【必須・選択の別】		評価基準	評価点	配点	
企業 の 技術 力	企業の施工 能力	①同種工事の工事成績 点の平均【必須】	85点以上	5点	5点
			80点～84点	4点	
			75点～79点	3点	
			70点～74点	2点	
			65点～69点	1点	
			該当なし	0点	
			60点～64点	－1点	
			55点～59点	－2点	
			54点以下	－3点	
	②同種工事の実績【必須】	本市又は他官公庁から受注した同種・同規模以上工事あり	2点	2点	
		本市又は他官公庁から受注した同種・類似工事あり	1点		
		上記以外	0点		
	③不良工事等の有無【必須】	なし	0点	0点	
		あり	－3点		
	配置予定技術者の能力	④優良工事实績【必須】	実績あり	5点	5点
			実績なし	0点	
		⑤保有資格【必須】	1級技術者	2点	2点
			2級技術者	1点	
			その他の技術者	0点	
⑥施工実績【選択】		85点以上	5点	5点	
		80点～84点	4点		
		75点～79点	3点		
	70点～74点	2点			
	65点～69点	1点			
	該当なし	0点			
	60点～64点	－1点			
	55点～59点	－2点			
54点以下	－3点				
現場代理人の能力	⑦現場実績【選択】	本市又は他官公庁から受注した同種・同規模以上工事あり	2点	2点	
		本市又は他官公庁から受注した同種・類似工事あり	1点		
		上記以外	0点		
技術者の育成・確保	⑧若手技術者（35歳以下）の配置【必須】	配置している	1点	1点	
		配置していない	0点		
企業 の 信 頼 性 ・ 社 会	地域精通	⑨営業所の所在地【必須】	市内業者として継続的に営業	2点	2点
			準市内業者として継続的に営業	1点	
			上記以外	0点	
	地域貢献	⑩災害応急復旧工事の協定及び建設機械の保有状況【選択】	協定あり、かつ、建設機械を保有	2点	2点
			協定あり	1点	
			協定なし	0点	
		⑪緊急工事等の単価契約実績【選択】	実績あり	1点	
実績なし	0点				

性	⑫西東京市消防団員の雇用実績【選択】	実績あり	1点	1点
		実績なし	0点	
	⑬市内事業者の活用【選択】	下請負人に市内事業者を活用予定	1点	1点
		活用予定なし	0点	
環境配慮	⑭環境マネジメントシステムの取得【選択】	取得している	1点	1点
		取得していない	0点	
労働福祉	⑮建設業退職金共済制度等【必須】	加入している	1点	1点
		加入していない	0点	
	⑯法定外労働災害補償制度【選択】	加入している	1点	1点
		加入していない	0点	
	⑰建設キャリアアップシステム【選択】	登録している	1点	1点
		登録していない	0点	
⑱社会保険等の加入状況【必須】	加入している	0点	0点	
	加入していない（摘要除外を除く）	-2点		
⑲労務単価【選択】	2省協定労務単価の90%以上	2点	2点	
	上記以外	0点		
社会貢献	⑳高齢者の雇用状況【選択】	65歳以上。雇用期間1年以上	1点	1点
		上記以外	0点	
	㉑障害者の雇用状況【選択】	雇用実績あり。雇用期間1年以上	1点	1点
		上記以外	0点	
	㉒男女平等参画の推進【選択】	制度あり	1点	1点
		制度なし	0点	

備考

(1) 共通事項

- ① 上記の表及び備考において、実績等として評価の対象とする契約は、受注者として、直接、本市又は他官公庁から受注したものに限る。
- ② 上記の表及び備考において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。
 - ア 「CORINS」とは、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システムをいう。
 - イ 「過去1か年度」とは、当該年度の前年度に属する4月1日から1年間をいう。
 - ウ 「過去3か年度」とは、当該年度の3年度前に属する4月1日から3年間をいう。
 - エ 「同種」とは、次のいずれかに該当する過去の工事の業種・工種が、本件の業種と同一であることをいう。ただし、本件の業種と異なる業種を対象とするときは、案件ごとに、その詳細を指定する。
 - * 本市から受注した工事については、東京電子自治体共同運営 電子入札サービスによる業種
 - * 他官公庁から受注した工事については、CORINSによる工種
 - オ 「同規模以上工事」とする規模は、本件の7割程度以上とし、案件ごとに定める。他官公庁から受注した工事については、CORINSに登録されている工事に限る。
 - カ 「類似工事」とする規模は、本件の5割程度とし、案件ごとに定める。他官公庁から受注した工事については、CORINSに登録されている工事に限る。

(2) 個別事項

- ① 同種工事の工事成績点の平均
 - ア 対象期間は、過去3か年度とする。
 - イ 本市から受注した同種工事（共同企業体の代表企業として受注した工事を含む。）であ

って、工事成績点が付されたものとする。

ウ 平均の算出方法は、次のとおりとし、小数点以下第1位を四捨五入し、整数までとする。

平均の算出＝各工事成績点の合計÷工事成績点が付された契約数

エ 入札への参加を希望する者は、工事成績点について、案件ごとに定めた期限までに、本市契約課へ、書面にて確認を求めることができる。

② 同種工事の実績

ア 対象期間は、過去3か年度とする。

イ 対象とする工事は、本市又は他官公庁から受注した同種工事（共同企業体の代表企業として受注した工事を含む。）とする。

③ 不良工事等の有無

ア 本市から受注した工事（共同企業体の代表企業として受注した工事を含む。同種に限らない。）について、評価がEであった者とする。

イ 対象期間は、過去3か年度とする。ただし、当該年度（公表日の前日まで）の間に評価がEであった者は、入札に参加できない。

④ 優良工事实績

ア 対象期間は、当該年度（公表日の前日まで）及び過去3か年度とする。

イ 対象とする工事は、本市又は他官公庁から受注した同種工事（共同企業体の代表企業として受注したものを含む。）であって、配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者として担当したものとする。

ウ 本市から受注した評価がAであった工事、又は、国、東京都、都内の市区町村から表彰された工事とする。

⑤ 保有資格

ア 「1級技術者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。

イ 「2級技術者」とは、建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者をいう。

ウ 「その他の技術者」とは、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者をいう。

エ 公表日現在、配置予定技術者が保有している資格とする。

オ 複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つとする。

カ 技術者資格者証等の写しを、電子入札サービスにて送付すること。

⑥ 施工実績

ア 対象期間は、過去3か年度とする。

イ 本市から受注した同種工事（共同企業体の代表企業として受注した工事を含む。）であって、配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者として担当したもののうち、平均の工事成績点とする。

ウ 平均の算出方法は、①ウのとおりとする。

⑦ 現場実績

ア 対象期間は、過去3か年度とする。

イ 対象とする工事は、本市又は他官公庁から受注した同種工事（共同企業体の代表企業として受注したものを含む。）であって、配置を予定する現場代理人が現場代理人、主任技術者又は監理技術者として担当したものとする。

⑧ 若手技術者の配置

若手技術者（公表日現在、35歳以下）を現場代理人又は配置予定技術者として配置した者をいう。

⑨ 営業所の所在地

ア 「市内業者として継続的に営業」とは、公表日現在で本市市内に本店や本社（以下「本店」という。）を有し、西東京建設工事等競争入札参加資格における市内業者及び準市内業者取扱基準（平成28年12月1日付28西総契第140号。以下「取扱基準」という。）に規定する市内業者で、かつ、当該年度及び過去3か年度の間、当該本店にて営業を継続している者をいう。

イ 「準市内業者として継続的に営業」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

* 公表日現在で本市市内に支店や支社、営業所（以下「支店等」という。）を有し、取扱基準に規定する準市内業者で、かつ、当該年度及び過去3か年度の間、当該支店等にて営業を継続している者

* 当該年度及び過去3か年度の間のうち、一部の期間、本市市内に本店を有していたが、本店を市外に移転し、公表日現在では本市市内に支店等を有し、営業を継続している者

* 当該年度及び過去3か年度の間のうち、一部の期間、本市市内に支店等を有していたが、本店を市内に移転し、公表日現在では本市市内に本店を有し、営業を継続している者

ウ 「上記以外」とは、上記ア・イの、いずれにも該当しない者をいう。

⑩ 災害応急復旧工事の協定及び建設機械の保有状況

ア 本市と、災害時における応急復旧工事に関する協定を交わした団体に、公表日現在、所属している者とする。

イ 「建設機械の保有状況」とは、建設機械の保有状況を最新の経営事項審査で加点評価されている者とする。

⑪ 緊急工事等の単価契約実績

当該年度及び過去3か年度に、本市と、道路補修等の緊急工事に対応する単価契約を締結した者とする。

⑫ 西東京市消防団員の雇用実績

直接雇用している従業員等に西東京市消防団員がいる者をいう。

⑬ 市内事業者の活用

ア 本項における「市内事業者」とは、本市市内に本店、支店、営業所等を有する者をいう。

イ 本件について、下請負人として市内事業者を活用する予定がある者とする。

⑭ 環境マネジメントシステムの取得

公表日現在、次のいずれかを取得している者とする。

*エコアクション21

* ISO14001

* エコステージ（ステージ2以上）

* KES環境マネジメントシステムスタンダード（ステップ2以上）

⑮ 建設業退職金共済制度等

経営事項審査で加点評価される制度とする。

⑯ 法定外労働災害補償制度

経営事項審査で加点評価される制度とする。

⑰ 建設キャリアアップシステム

公表日現在、事業者登録しているものとし、登録完了通知等の写しを、電子入札サービスにて送付すること。

⑱ 社会保険等の加入状況

経営事項審査で加点評価される制度とする。

⑲ 労務単価

職種ごとの労務単価が、2省協定労務単価(※)の90%以上である者とする。なお、完了検査の際、この工事に関する支払給与実績等が確認できる給与明細書、賃金台帳を、個人が特定される氏名・住所を墨塗りし、提出すること。

(※) 2省協定労務単価とは、農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるために決定している「公共工事設計労務単価」をいう。なお、2省協定労務単価との比較は、職種ごとの平均支給額により行い、加点評価されたにもかかわらず、確認において90%未満だったとき、又は必要な確認資料の提出がなかったときは、工事成績点を10点減点する。

⑳ 高齢者の雇用状況

65歳以上の従業員等を直接雇用し、公表日現在で恒常的雇用関係を確認できる者とする。

㉑ 障害者の雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）で義務付けられた障害者数を超える障害者を雇用している者とし、法定雇用義務のない場合は、1人以上の障害者を公表日現在で恒常的雇用関係を確認できる者とする。

㉒ 男女平等参画の推進

育児休業制度、介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等、男女平等参画に関する制度が就業規則等に規定している者とする。